解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年七月二十九日岩手県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月一日

岩手県滝沢市鵜飼狐洞九七番六

滝沢村狐洞土地区画整理組合

代表清算人　澤村　繁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月一日

山口県岩国市南岩国町一丁目一六番一号

医療法人社団くろせ眼科

清算人　天羽　満則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町四丁目七番地、最後の住所秋田県秋田市中通三丁目三番四八―三〇七号　被相続人　亡　石黒　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月一日

秋田県秋田市山王六丁目九番一号　五晃ビル二階　山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市東三番二二五号一四一番地、最後の住所埼玉県坂戸市大字新堀四九番地二〇　被相続人　亡　脇本　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月一日

埼玉県川越市新宿町一―二〇―一一　佐賀ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街は一〇五番地、最後の住所千葉県八街市八街は一〇五番地一八八　被相続人　亡　須田　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月一日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横井　快太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町東馬場子部一九番地、最後の住所石川県野々市市二日市町六一三番地一一　県営一一―二〇一　被相続人　亡　石木　榮祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月一日

石川県金沢市大手町九番二九号

相続財産管理人　北尾　強也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市すみれ台一丁目四番、最後の住所静岡県焼津市すみれ台一丁目四番一二号　被相続人　亡　内野　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月一日

静岡県静岡市葵区呉服町一丁目一番地の一四呉服町圭田ビル七階まどか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗田　泰吉

平成二十八年九月一日

山口県山口市宮野下三三〇一番地七

相続財産管理人　平野眞由美

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理及び利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年九月一日

一、墳墓等所在地　長野県飯山市大字照里字長峯一八六八番地

一、墳墓等の名称　光明寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　長野県飯山市大字照里字長峯一八五五番地　宗教法人光明寺

平成二十八年九月一日

本籍大阪府大阪市東住吉区鷹合一丁目一五番、最後の住所大阪市住之江区東加賀屋三丁目五番一九号　被相続人　亡　小林　充良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月一日

大阪市阿倍野区阪南町一丁目四六番四号昭和土地建物ビル二階辻川法律事務所

相続財産管理人　辻川　圭乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市道場門前二丁目七二番地、最後の住所山口県山口市朝倉町一番八号　被相続人　亡　中座　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年9月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①メイドイン北海道　②第3種旅行業　③北海道知事登録旅行業第3―669号　④株式会社メイドイン北海道　札幌市中央区南9条西3丁目1―6　代表取締役　韓基振　⑤本社　札幌市中央区南9条西3丁目1―6　⑥平成27年4月17日　⑨平成28年7月27日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南九条西三丁目1―6彩木ビル2階　株式会社メイドイン北海道　代表取締役　韓基振